

第27回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：平成30年3月22日（木）

午前10時～正午

場 所：消費生活総合センター研修室

1 はじめに

○土井部長（くらし安全推進部）

市民の方の傍聴も行いますが、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たり、京都市を代表いたしまして、文化市民局長の吉田から御挨拶を申し上げます。

○吉田局長（文化市民局）

おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただき、誠にありがとうございます。

日頃は本市の人権文化推進行政に御理解と御協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

平成30年度という年は、人権文化という視点に立ちましても、大きな節目の年であると思っております。

一つには、京都市の世界文化自由都市宣言40周年になります。人種、それから宗教、社会体制の垣根を越えて、平和的に自由に文化交流を行う都市を京都市が目指そうという内容です。この理念に基づき、京都市の施策を推進しております。

さらに、世界人権宣言が国連で採択されてから70周年という節目の年でございます。こうした節目を捉え、まずは世界人権宣言の趣旨について、改めて周囲の皆様にお伝えさせていただきたいということで、様々な取組を考えているところでございます。特に若年層の方々に、世界人権宣言の趣旨を風化させないように伝えていくということが我々の役目だと思っております。

また、本市の人権文化推進計画に「市民が人権上の問題が起きたときに、適切な機関・窓口相談ができるよう、相談体制を充実させるとともに、その周知と関係機関等によるネットワークを強化することにより、相談窓口が十分に活用され、円滑な相談・救済が行われるよう努める」と掲げておりますが、この「相談・救済」のシステムが市民の方に十分に浸透していないのではないかと御意見がございまして。

そして、近年は人権に関する法律も整備がされてきております。また、LGBT等の性的少数者などの新たな人権課題も出てきている中で、「救済・相談」というシステムをしっかりとお伝えしていかなければならないと思っております。

本日ににつきましては、お手元の次第にもございますように、議題1「人権文化推進計画に基づく平成30年度の事業計画」。それから本年11月頃に実施を予定しております、議題2「人権に関する市民意識調査」。それから「LGBT等の性的少数者に対する取組」、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインの策定」につきまして、御意見をいただ

きたいと考えております。

今後の本市の取組がより効果的なものになるように、皆様方からの御意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは、本日の人権文化推進懇話会は、委員改選後、初めての開催となりますので、私から委員の皆様を五十音順に紹介させていただきます。

大谷大学文学部教授の岩渕信明様でございます。

市民公募委員の竹田響様でございます。新たに御就任いただいております。

人権擁護委員の玉置すみゑ様でございます。新たに御就任いただいております。

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団常務理事の直野信之様でございます。

立命館大学生存学研究センター客員研究員の松波めぐみ様でございます。新たに御就任いただいております。

立命館大学大学院法務研究科特別任用教授の薬師寺公夫様でございます。

市民公募委員の山田佳乃様でございます。新たに御就任いただいております。

なお、弁護士の安保千秋様、日本労働組合総連合会京都府連合会（連合京都）副会長の森建史様、名古屋大学法学研究科教授の矢野昌浩様につきましては、所用のため御欠席でございます。

それでは、議事に入る前に座長、副座長の選出をさせていただきます。

京都市人権文化推進懇話会開催要綱におきまして、座長、副座長は市長が指名することになっておりますので、事務局から指名の御報告をさせていただきます。

座長につきましては薬師寺様に、副座長につきましては岩渕様に引き続きお願いしたいと存じます。

薬師寺様、岩渕様、よろしくお願いいたします。

それでは御就任に当たり、薬師寺座長、岩渕副座長から一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

○薬師寺座長

皆さん、おはようございます。座長をおおせつかりました立命館大学の薬師寺と申します。よろしくお願いいたします。

今期の京都市人権文化推進懇話会には、新たに4名の委員さんに加わっていただきました。先ほども御紹介がありましたように、世界人権宣言から70周年という記念する年でもあるので、その責任の重さというものを感じておりますが、皆様の御協力で良いものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩渕副座長

副座長に指名をいただきました岩渕と申します。よろしくお願いいたします。

薬師寺座長，それから委員の皆様方の足を引っ張らないように，この懇話会で意義ある協議となるように，微力ではございますが，副座長を務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

それでは，議事進行につきましては，薬師寺座長にお願い申し上げます。

2 議題

（１）京都市人権文化推進計画 平成３０年度事業計画について

○薬師寺座長

それでは最初に，事務局の方から資料の確認と議題の説明をお願いいたします。

○土井部長（くらし安全推進部）

最初に資料の確認をさせていただきます。

まず，資料１「京都市人権文化推進計画 平成３０年度事業計画」，資料２「参考：平成３０年度事業計画（各局区別一覧）」，資料３－１から３－４「人権に関する市民意識調査」の関連資料，資料４「本市における LGBT 等の性的少数者に対する今後の取り組みについて」，最後に，資料５「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインについての考え方」となっております。

それでは，議題の説明に移らせていただきます。

議題１におきまして，京都市人権文化推進計画に係る平成３０年度事業計画について，御報告をさせていただきます。この事業計画につきましては，人権文化推進計画の第４章「計画の推進」において，「毎年度，具体的な事業計画書を作成し，施策の実施状況の点検を行う」と定めていることから，この懇話会において，委員の皆様から御助言，御意見等をいただくものでございます。

次に議題２「人権に関する市民意識調査について」でございます。この調査につきましては，平成３１年度中に現行の京都市人権文化推進計画の中間見直しを予定しており，その基礎資料とするため，市民の人権に関する意識や関心，具体的な施策のニーズ，人権相談の現状など，人権施策全般に関する状況や市民意識の変化等を把握するということを目的として実施させていただく調査でございます。

本日は，最近の人権課題の状況等も踏まえまして，前回の平成２５年度の

調査票及び次回調査の質問項目等の比較につきまして、委員の皆様から御助言、御意見等をいただきたいと考えております。

次にその他の一つ目といたしまして、「本市における LGBT 等の性的少数者に対する今後の取組について」を御報告させていただきます。

これまで本市では、LGBT 等の性的少数者に対する取組に対しては、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」における特集記事の掲載や講座の実施など、啓発の取組を中心に行ってまいりましたが、平成30年度におきましては、「各申請様式における性別記載欄の見直しの方向性の検討」、「職員向けの LGBT に関する手引き（窓口対応マニュアル）の作成」、「本市施設における多目的トイレの表示の在り方と検討」、この3項目につきまして、検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、その他の二つ目といたしまして、現在、本市で策定に向けた検討を進めております、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドライン」について、状況を御報告させていただき、委員の皆様から御助言、御意見等をいただきたいと考えております。

資料の確認と議題の確認につきましては以上でございます。

○薬師寺座長

それでは、議題1「京都市人権文化推進計画 平成30年度の事業計画」についての説明をお願いいたします。

○岡田課長（人権文化推進課）

それでは説明させていただきます。

まず、資料1「京都市人権文化推進計画 平成30年度事業計画」を1枚おめくりいただき、右側のページの概要を御覧ください。

この事業計画では、人権文化推進計画での進行管理の対象としている「1 各重要課題の取組」、「2 教育・啓発」、「3 相談・救済」の取組。これらの実施施策ごとに具体的な取組事業名を記載しております。平成30年度の取組事業数は、全体で473の事業となっており、内訳といたしましては、新規事業が8、改善等事業が12、継続事業が453となっております。掲載例にありますが、事業名の最初に、新規事業には二重丸を、改善事業には一重丸を付しております。また、事業名の後ろのカッコ書きには、資料2「参考：平成30年度事業計画（各局区別一覧）」に記載しているページなどを示しております。

本日は、資料1「京都市人権文化推進計画 平成30年度事業計画」を基に説明させていただきますが、資料2「参考：平成30年度事業計画（各局

区別一覧)」に各事業の内容を記載しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料1の1ページを御覧ください。

「Ⅰ 各重要課題の取組」でございます。

ここでの記載ですが、主な課題の部分は、人権文化推進計画の冊子に記載している課題を掲げており、その下の実施施策は計画に掲げている施策名と取組の概要を掲載し、その後平成30年度に実施する具体的な取組事業名を掲げております。主な施策や新規・改善事業を中心に説明させていただきます。

最初に、「1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」でございます。

「(1) DV 対策」では、DV 根絶に向けた広報・啓発や DV 相談支援センターを中核的施設として、被害者支援、自立支援などの対策事業を進めてまいります。

「(2) 雇用・意思決定」では、女性の活躍推進に取り組み、女性活躍支援拠点、京都ウィメンズベースを中心として、セミナー等の実施により、経済団体と連携した積極的な人材発掘、能力開発や働き方改革の推進による環境づくりなどにオール京都体制で取り組み、女性の活躍を推進します。

1枚おめくりいただき、右側3ページを御覧ください。

「2 子どもを共に育む社会づくり」でございます。

「(2) 児童虐待対策の推進」の「子どもはぐくみ室の運営」では、子どもに関する施策の一元的な窓口として、平成29年度から設置している子どもはぐくみ室において、子育てに関する総合的な相談を実施する中で虐待の事前防止を図ってまいります。

また、「児童虐待防止に係る広報啓発」、「子ども虐待 SOS 専用電話等」により、児童相談所で通告・相談を受け付けてまいります。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。

「(3) 不登校、いじめ、問題行動」では、改善事業として、二つ目の「心の居場所づくり推進事業」において、不登校の子どもたちの居場所づくりの取組を行う中で、平成30年度はスクールソーシャルワーカーの配置校を拡充してまいります。

5ページを御覧ください。

「(9) 安全教育」では、中段辺りの二重丸、新規事業として、学校と連携し、「年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施」を行ってまいります。

1 枚おめくりいただき、6 ページを御覧ください。

「3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」でございます。

「(3) 認知症対策」では、一つ目、「地域で気づき・つなぎ・支える、認知症総合支援事業」において、認知症の人やその家族に早期に関わり、心理的サポートや医療・介護サービスなどを実施する支援チームを新たに3箇所設置し、体制の充実を図ってまいります。

右側の7 ページを御覧ください。

「(9) 全般に関わる取組」では、新規事業として「福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の導入」において、福祉関係機関等が救急要請をした際に、救急隊と速やかに連携できるよう傷病者の必要な情報を記載した情報連絡シートを導入し、普及を図ってまいります。

1 枚おめくりいただき、8 ページを御覧ください。

「4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」でございます。

「(2) 障害のある人の権利擁護の促進」の一つ目、「障害を理由とする差別の解消の推進」といたしまして、引き続き、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を踏まえ作成した京都市対応要領により、本市の事務事業の執行に当たり、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を図っていくとともに、啓発リーフレットの配布や啓発講座の開催により、市民や事業者に周知をしてまいります。

右側9ページの「(6) 相談支援」の一つ目、「障害者休日・夜間相談受付センターの設置」ですが、これまで休日・夜間相談について、一部の地域においてモデル事業として実施していましたが、平成30年度からは全市に拡大するものでございます。

2 枚おめくりいただき、12 ページを御覧ください。

「5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」でございます。

「(1) 第三者による住民票の写し等の不正取得防止」では、引き続き、事前登録型本人通知制度の適正な運用に努めてまいります。

また、引き続き、企業に対する啓発や市立学校における教育の取組について、進めてまいります。

次に、右側のページ「6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」でございます。

1 枚おめくりいただき、14 ページを御覧ください。

「(3) 多文化共生の地域づくり」の中で、下から二つ目の「ヘイトスピーチ」などの差別事象への対応では、引き続き、多文化を尊重し、差別を許さな

い意識啓発を行ってまいります。また、後ほど御説明いたしますが、本日の四つ目の議題「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインの策定」にも取り組んでまいります。

「(4) 保育・学校教育」では、一番下の「帰国・外国人児童生徒等に対する支援」として、これまでの取組に加え、平成30年度から、多言語の小学生生活スタートガイドを作成し、入学前に各世帯に配付してまいります。

「(5) 全般に関わる取組」では、観光情報宣伝の強化やユニバーサル・ツーリズムの推進など、海外観光客への取組の充実を図ってまいります。

15ページを御覧ください。

「7 安心して働き続けられる職場づくり」でございます。

「(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進」では、平成30年度からワーク・ライフ・バランスの重要な要素である働き方改革について、様々な媒体を活用し、発信・紹介することで見える化を図り、更なる気運の醸成につなげてまいります。

「(2) 啓発・広報」では、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図るため、引き続き、企業向け人権啓発講座の開催や人権サポート制度による講師派遣、啓発ビデオの貸出し等の支援に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただき、16ページを御覧ください。

「8 感染症患者等の人権尊重」でございます。

引き続き、相談・検査事業を実施するとともに、「(3) 啓発」では、一つ目のAIDS文化フォーラムの開催など、正しく理解するため、さまざまな啓発活動を、(4) 教育では、学校におけるエイズ教育の推進などに、引き続き取り組んでまいります。

17ページを御覧ください。

「9 犯罪被害者等の人権尊重」でございます。

「(1) 支援対策」では、犯罪被害者支援総合窓口における相談や、必要な情報の提供、「(2) 啓発教育」では、犯罪被害者が置かれている状況や支援について、理解を深めるための広報・啓発や教育活動に引き続き取り組んでまいります。

1枚おめくりいただき、18ページを御覧ください。

「10 ホームレスの人権尊重と自立支援」でございます。

「(1) 勤労」、「(2) 社会参加」、「(3) 相談」の観点から、京都市第3期ホームレス自立支援実施計画に基づき、ホームレスの自立の支援の取組を引き続き行ってまいります。

19 ページを御覧ください。

「11 高度情報化社会における人権尊重」でございます。

「(1) 携帯電話・インターネット」では消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育啓発や携帯電話・インターネット不適切利用防止対策を進めてまいります。

1 枚おめくりいただき、20 ページを御覧ください。

「12 様々な課題」につきましては、正しく理解されるよう積極的に教育・啓発を推進してまいります。また、本日の三つ目の議題の中で御説明させていただきますが、平成30年度からは、LGBT 等の性的少数者に係る取組を新たに進めてまいります。

1 枚おめくりいただき、22 ページを御覧ください。

次に「II 教育・啓発、相談・救済の取組」でございます。

まず、「1 教育・啓発」につきましては、主な課題として広く市民に関心を持ってもらえるような取組、若い世代への情報発信など、対象や関心に応じたきめ細やかな取組が必要です。

「(1) 人権教育」では、「ア 家庭教育」として京都はぐくみ憲章の理念を踏まえ、人権感覚を高めることができる家庭教育を推進するため、五つ目の「各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催」を、「イ 学校等における人権教育」では、「(イ) 学校」の二つ目、本市における人権教育の指針である「学校における人権教育を進めるにあたって」に基づいた人権教育を推進してまいります。

23 ページをご覧ください。

「ウ 社会教育」では、PTA や地域団体への支援、生涯学習としても人権をテーマとした講座等を行ってまいります。

次に、「(2) 人権啓発」でございます。

「ア 市民への啓発等」では、より多くの市民が関心を持てるよう、「広報」の取組として、真ん中辺りの「フェイスブックページを活用した情報発信」や、その下の「人権啓発パネル展の開催」では、昨年度よりも開催期間を延長して実施する予定としております。

また、「学習機会の提供の取組」として、四つ目の「人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催」、その次の「人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営」などを行ってまいります。

1 枚おめくりいただき、24 ページを御覧ください。

「自主的な取組の支援」では、三つ目の市民などが自主的に行う啓発活動に対し、人権啓発活動への補助金交付などの支援を引き続き行ってまいります。

「Ⅱ 企業・団体等への啓発」では、企業や団体において、人権尊重を基盤とする活動や、組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として取り組まれるよう、三つ目の「企業向け人権啓発講座の開催」などの取組を行ってまいります。

25ページを御覧ください。

「2 相談・救済」でございます。

「(3) 人権擁護委員活動との連携」では、本市実施事業の中において、人権擁護委員が活動する機会を設けることで、人権啓発や人権擁護委員制度の周知を図ってまいります。

また、「(4) 相談機関等に関する情報の周知」として、引き続き、「京都市人権相談マップ」を発行してまいります。

1枚おめくりいただき、26ページを御覧ください。

「Ⅲ 計画の推進に関する取組」です。

「1 推進体制と職員研修」の「(1) 推進体制」では、全庁的な組織の人権文化推進会議を中心に、緊密に連携を取りながら総合的、効果的に施策を推進してまいります。

「(2) 職員研修」では、職員が人権尊重を基礎として行動できるよう、職員研修を実施してまいります。

「3 進行管理と評価」の「(2) 評価」については、後ほど二つ目の議題で詳しく説明させていただきますが、現在の人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするために、人権に関する市民意識調査の実施を予定しております。

説明については以上でございます。御審議お願いいたします。

○薬師寺座長

ただ今の説明につきまして、御質問はございますか。忌憚のない御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○竹田委員

20ページ「様々な課題」で、今年度の事業計画を拝見いたしますと、LGBT等の性的少数者のほかに、刑を終えて出所した方、アイヌの人々、婚外子、それから東日本大震災に起因する人権問題と五つの課題があるわけですが、今年度はこれからお話いただくLGBT等の性的少数者以外はどういう取組をされるのでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

御質問いただきました様々な課題のLGBT等の性的少数者以外の課題、ア

イヌの人々、あるいは刑を終えて出所をした方、あるいは東日本大震災等に起因する人権問題の取組については、具体的には5月の憲法月間や12月の人権月間であったり、そういう期間を捉え、広く人権に関することの啓発、あるいは教育を各局区において進めておりますので、そういった形で市民の方に啓発を展開したいと考えております。

○薬師寺座長

関連でお願いをしたいのですが、私は京都府でも京都市と同様の活動に携わっております。また、毎年、京都新聞の人権一口情報で拉致問題を扱っております。先日、フランスのストラスブールに行ってまいりまして、欧州審議会（主に社会的分野（人権保障、保健、教育、環境など）及び政治的分野（民主主義の推進など）における協力のための機構）に参加する中で、北朝鮮の拉致問題も紹介されることもあります。

計画の項目の中に、新しい人権というのはどんどん増えていくという面があるため、全てを掲げると大変なのですが、可能であれば、様々な課題の中に入れていただけたらと思います。予算の関係上、どれだけの取組というのは難しい点もあると思いますが、人権課題の一つかと思いますので、御検討ください。

○岡田課長（人権文化推進課）

ただ今御意見をいただきました北朝鮮の拉致問題については、法律（拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律）において、国の責務がある一方、地方自治体としても、国と連携し啓発に努めるということが責務となっております。具体的には、12月の人権月間の中で、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が設けられており、各自治体に法務省で作成したポスター掲示の依頼が来ております。

京都市におきましても、そのポスターを区役所、あるいは学校で掲示し、啓発活動をしておりますので、今いただきました御意見を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

○松波委員

今の拉致問題についてはポスター掲示などの取組が行われていますが、その一方、拉致問題を口実にした在日コリアン市民へのヘイトスピーチやいじめが起きていることが気になっています。おもしろおかしく、あたかも在日コリアンに責任があるかのように言うことなどです。

やはりそれは多文化が息づくまち、外国籍市民の人権尊重ということと相容れません。間違いなく拉致は犯罪ですが、拉致問題に関する取組が外国籍市民への人権侵害につながるようなことはあってはならないと考えます。

○薬師寺座長

ヘイトスピーチについては、四つ目の議題にありますので、そこで詰めた議論をしていただきたいと思います。

○直野委員

障害者の雇用問題についてお尋ねいたします。平成30年度から、障害者の法定雇用に精神障害者がその範囲に入る、義務化になるかと思います。9ページの「(4) 障害のある人の就労支援」ですが、その中で「身体に障害のある方を対象とした京都市職員の採用試験の実施」というのがありますが、精神障害の方の雇用については、京都市としてのどう捉えているのか。

また、その精神障害者の方の雇用促進についての施策等をお尋ねしたいと思います。

○本田係長（障害保健福祉推進室）

採用の取組については、人事委員会事務局の担当になりますので、私ではお答えできませんが、障害者の就労支援の関係でお答えいたします。

おっしゃられたように、精神障害が法定雇用の範囲に加わり、平成30年度から法定雇用率が上がります。また、平成29年度から障害者職場定着支援センターでは、精神障害の方は就職されてから定着が難しいという課題が出ております。そこで、専門の相談員を配置したり、その人数を増やしたり、そういったところで就労の支援並びに定着支援の取組を行っているところでございます。

○玉置委員

2点お伺いします。1点は、先ほど障害のある方の雇用問題の御質問がありましたが、障害のある方々の家族支援というのも重要です。

その家族支援ということで、9ページ「(5) 発達障害児者及びその家族への支援の充実」があり、こうした部分での家族支援というのは明記されているのですが、それ以外にも3障害（身体・知的・精神）いずれにおいても虐待問題が起きてしまうように、障害のある方の擁護者である家族に対する支援が、今非常に重視されていると思います。今後、障害分野において、家族支援はどのような方向付けをしていくお考えなのかというのが1点。

2点目は、目次の次のページに掲載されている新規事業、改善事業、継続事業の件数が記載されております。新規事業が8事業ということで、主だったところを御説明いただいたのですが、その中の文化市民局の二つの新規事業につきましては、このあと御説明があると思いますし、消防局の新規事業については安心・安全ということでイメージできるのですが、左京区役所子どもはぐくみ室の「さきょうほっこりベビーフェスタ（仮称）」という新規事

業がございます。実際に新規事業として作られているというのは、現場に何らかのニーズがあって事業が起きてくると思います。そのニーズをどのように把握され、こういった背景があり、この事業の立上げに至ったのか。それから、事業の中身については、これから具体化していられると思いますが、妊娠中等の母親支援とか家族支援というのは非常に重要な部分があって、子どもがかわいくない、虐待につながるという問題は非常によく言われております。

そのような中で、保健福祉センターが行っている母子支援、あるいは民生児童委員等が行っているような赤ちゃん事業など、様々な事業があります。

この事業は、左京区役所の子どもはぐくみ室が実施されるのですが、縦糸、横糸、たすき掛けのような連携で、更にふくらみのある事業に作り上げていけないか。良いモデル事業になって普及したらいいなと思います。その辺りの取組の具体的な考え方をお聞かせいただけたらと思います。

○本田係長（障害保健福祉推進室）

障害者に対する支援につきましては、当事者への支援とやはり家族の支援というのを同時に行っているところです。また、障害保健福祉推進室においても今、新たな計画を作っているところでございます。その中でも家族の団体、あるいは当時者の団体などに参画いただき、企画、議論しながら作っているところです。その結果に基づき、引き続き取組を進めてまいります。

また、平成30年度の改善事業として、先ほど説明がありました、「障害者休日・夜間相談受付センターの設置」において、24時間相談体制の整備事業を一部地域に限定していたものを全市に広げていくものになっております。これにつきましては、お子さんが障害者で、親御さんが介護されていて、先に亡くなってしまった後の生活をどうしようかというところの支援の整備を広げていく取組を進めてまいります。

○岡田課長（人権文化推進課）

二つ目の質問で「さきょうほっこりベビーフェスタ（仮称）」、左京区役所子どもはぐくみ室での取組でございますが、本日は担当者が来ておりませんので、私から分かる範囲で説明をさせていただきます。

御質問の趣旨としましては、この「さきょうほっこりベビーフェスタ」をされるきっかけは何だったのかという御質問ですが、きっかけまでは聞いておりません。事業の内容としましては、コンサートの開催と同時に、専門職からアドバイスを受けられて、地域での子育てを支える人たちとのつながりを持つきっかけの場を提供させていただきたい、そういった企画の事業でございます。

また、各区役所に設置された「子どもはぐくみ室」において、子育て、福祉関係、保健関係、様々な手続をワンストップ窓口で対応できるよう、昨年度の組織改定で組織されました。左京区役所に限らず、ほかの区も含めて、

そういった「子どもはぐくみ室」において事業が企画されておりますので、また機会があれば、紹介させていただければと思います。

○竹田委員

拉致問題に関しては、法務省などで啓発ポスターが作成され、そのポスターを地方自治体において掲示するという現状ですが、その中で、あえて京都市のこの人権文化を推進する取組において、拉致問題に関する取組を加えることで、京都市に何かできることはあるのか、それが得策なのかは疑問に感じます。

○薬師寺座長

基本的には、国の事務も様々な形で、かつては委任事務とか言われていましたが、多くは自治体で担っているという点から、国の問題も、それから町の問題も含めて人権というものを総合的に考える必要があるだろうと思っております。

もちろんどういう点を重点に挙げるかというのは、啓発が人権の場合の大きな仕事になりますので、そういうことを考えつつということではないかと思えます。

○松波委員

私は、障害のある人の人権に関わる京都府の条例（京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例）の策定を目指す運動のお手伝いをした経験があり、今は障害女性を中心としたグループに恒常的に関わっています。

そうした中でたとえば、障害女性が施設や病院で男性職員から入浴等の介護を受ける、また、在宅の場合でも、男性のヘルパーが派遣されることへの苦痛を訴える声があることを聞いています。それ以外にも障害女性に対するセクハラ、DVを含む性被害があります。ただこれは障害者施策からも、また一般的な男女共同参画の枠組みでもうまく解決されていません。そういうことから「複合差別」というテーマが障害者権利条約で位置付けられ、京都府の条例にも反映されています。京都市でももちろんDV対策があり、障害者に関わる施策は幅広くありますが、どうしても複合的な問題は不十分になりがちです。

21ページに「複数課題に関わる事業等」とありますが、障害女性のほか、たとえば障害があつてLGBTである人等も様々な課題が有り得ます。複数にまたがるマイノリティ性があり、その結果なかなか支援にたどりつけない方についても考えていただいたり、あるいは相談体制の中で明記していただくことが必要かと思えます。

○本田係長（障害保健福祉推進室）

障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、京都市では、その施行の前に、職員がどう対応していくのかという対応要領を作成しました。そのときに当事者団体の方から、女性であることに対する配慮が必要との意見が出ておりました。京都市でもこの法律を啓発するリーフレットを作っていますが、その中にも配慮の例として、障害のある女性は男性に対して頼みづらいことがあること、視覚障害のある方の誘導や肢体不自由のある方が支援してもらう際に体に触れられる、そういう実例を盛り込んだ内容になっています。現在はまず、こうした啓発を行っているところです。

○山田委員

22ページ、23ページで、子供や若年層への情報発信が掲げられています。私は大学生です。今後、社会を担っていく大学生が人権について、興味・関心を抱くということはすごく大事だと思うのですが、私自身や周りでも、人権侵害などに対して興味を持っている人は少なく、あまり啓発が進んでいないと感じますが、いかがでしょうか。

○水垣担当課長（人権文化推進課）

御指摘いただきました、若年層に対する情報発信、啓発の取組というのは、極めて重要であると考えております。

これまでから京都市では、23ページの下から4行目に記載の、「人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」」という啓発事業を毎年開催しております。これにつきましては、とりわけ若い方に対して、人権に興味を持っていただくように様々なゲストに出演いただき、実施している事業となっております。

また、その一つ上、「四字熟語人権マンガ」という公募事業を実施しており、人権を四字熟語とマンガで表現していただく事業で、小・中学生からの応募が大変多い事業でございます。

冒頭に吉田（文化市民局長）の挨拶でも触れましたが、今年は、世界人権宣言70周年の年ということで、若年層への情報発信にしっかり取り組んでいきたい。そのための仕組みづくりにつきましても、これまでと違う形で取り組めるように、現在検討を進めているところでございます。

○玉置委員

先ほど松波委員さんがおっしゃったように、様々な分野で複合課題という問題が出てきております。

一つお願いがあります。計画を遂行していくために、色々御苦勞があると思いますが、加えて、例えば、障害の分野を縦軸とするならば、その横軸に女性

というものが出てくる。そしてそれをクロスしていく，そういう部署が必要であると思っております。

ですから，縦軸としての施策を行う部署に，横軸に関連する局なり，施策を担当する部署との情報共有していただきながら，計画に反映していただければ，縦，横，斜め，効果的な施策が計画として出せるのではないかと感じております。そういったことを御検討いただき，良い計画にしていだけたらと思います。

○土井部長（くらし安全推進部）

貴重な御意見，ありがとうございます。この人権に関しては様々な視点から啓発を含め，考える必要があります。

その意味で京都市としましては，人権に関する羅針盤といいますか，方向性を示すものとして，「京都市人権文化推進計画」を策定しており，それを進めていくためにはこの人権文化推進懇話会という形で御意見をいただいております。今の御意見につきましては，関係部署との連携を含め，今後反映させていただきたいと考えております。

（２）人権に関する市民意識調査について

○薬師寺座長

それでは，議題２の説明をお願いします。

○岡田課長（人権文化推進課）

資料につきましては，資料３－１「人権に関する市民意識調査の実施について（案）」を御覧ください。

まず，資料を簡単に説明させていただきます。３－１は，今回の内容でございます。２枚目の資料３－２「前回調査（平成２５年度実施）の概要等について」は前回調査の概要でございます。さらに資料３－３「人権に関する市民意識調査における項目比較表」は前回調査と今回の比較でございます。さらに１枚おめくりいただきますと，前回の調査表そのものを配布させていただきます。

では，最初の資料３－１にお戻りください。

「１ 調査の概要（１）目的」でございます。

市民の人権に関する意識や関心，具体的な施策のニーズ，意識の変化等について把握するとともに，その調査結果を，平成３１年度に予定をしております人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料として活用いたします。なお，現在の「京都市人権文化推進計画」は，平成２７年度から３６年度までの１０年間の計画となっております。

「(2) 調査方法」でございます。

京都市内に居住する18歳以上の方を対象に、住民票などのデータから無作為抽出し、郵送する形で実施をいたします。

「(3) 実施スケジュール (予定)」でございます。

本日、委員の皆様方から御意見いただき、7月開催予定の次回の懇話会において、調査票の案を御覧いただき、さらに御意見を頂戴したいと考えております。

また、11月上旬頃には、調査表を対象者の方に郵送し、2週間程度を期限として御回答をいただき、来年3月までに報告書をまとめる予定でございます。

続きまして「2 調査項目 (1) 基本的な考え方」でございます。

一つ目が、先ほど説明させていただきました、人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料として活用いたします。

二つ目には、現計画との整合性を図るために、「人権教育・啓発」、「人権保障」、「相談・救済」の3分類で調査を行います。

次のページを御覧ください。二つ目の丸印、「調査項目の内容」につきましては、基本的には前回調査の内容を踏襲することで、市民関心の経年変化の把握をいたします。

設問数につきましては、新たな人権課題などの設問を設ける必要がありますが、前回調査時の設問数102問を超えないようにしたいと考えております。

次に「(2) 主な調査項目案」でございます。

「ア 新規項目」ですが、人権に関する個別法の施行や社会情勢等の変化を踏まえ、「①人権に関する個別法などの認知状況」、「②LGBT等の性的少数者の人権に関する質問」、「③障害者差別解消法により求められている合理的配慮等に関する質問」等を設定してまいりたいと考えております。

次に「イ 継続項目」では、「①人権意識全般」、「②人権教育・啓発」、「③人権保障」、「人権相談・救済」の4分野で質問する予定でございます。

その他は、回答者の性別欄についてですが、近年ではLGBT等の性的少数者への配慮から、様々なアンケート等の様式において、選択いただく形から、自由に記載していただくという事例も見受けられます。これは当事者の方にとりましては、男女二者択一で困ったとの御意見もございますので、回答者の方に自由に記載してもらうことも考えております。

資料３－２については、前回調査時の概要ですので、こちらの説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料３－３を御覧ください。

左側が前回の調査項目で、右側が今回の調査項目でございます。

また、一番右側に、「新規・変更・継続」と前回との比較の状況を記載しております。

まず、変更個所でございます。上から四つ目の「調査標本数」については、前は２０歳以上の市民の方でしたが、選挙権が１８歳に引下げになったことに伴い、同様に対象年齢を１８歳以上の方に引き下げしております。

新規項目としては、「２ 人権に関する各種法律等の認知状況」、「１３ LGBT 等の性的少数者の人権問題」、「１４ 障害のある方の人権問題」を検討しております。

これは、平成２８年度に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）、ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）、部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）の人権に関する３法が施行されたこと、また、LGBT 等の性的少数者に係る人権問題といった、近年の社会情勢の変化等を踏まえたことによるものです。

以上が、平成３０年度に実施予定の「人権に関する市民意識調査」の概要でございます。

○薬師寺座長

ただ今の説明について御質問はございますか。

具体的な質問項目等については、次回、議論していただくことになります。本日は項目、この意識調査の枠組みというか、そういうところで御意見をいただければと思っております。いかがでしょうか。

○松波委員

私はこの数年、障害者差別解消法についての研修や講演をする機会をいただいておりますが、それは私が特別詳しいからではなく、この主題を話せる方がまだまだ少ないためだと思っています。この法律は社会をより良い方向に変えていくものだと考えますが、キーワードである「合理的配慮」という言葉ひとつとっても、その理念や具体的な考え方について非常に理解が遅れていると痛感しています。

この法律は、市民同士のことよりも行政や事業者の責任を規定したのですが、障害のある当事者もまだ法律を知らない場合が多いです。やはり一般市民にもどういった場面で合理的配慮が必要なのか、またそれは「わがまま」ではなく当然のことなのだという考え方を普及していくかないと、現状では当事者が配慮を求めにくいし、相談もしにくいといえます。

この市民意識調査で、障害者差別解消法や合理的配慮についての設問を盛り込んでいただくのは非常に重要なことだと思います。

ただ、「合理的配慮について知っていますか。」という質問だったら、「分からない」という回答になるでしょう。なので、この意識調査を通して、市民に対して情報提供できるような、そういう質問項目の作り方を是非工夫していただきたいと思います。

○岡田課長（人権文化推進課）

ただ今の御意見、おっしゃるとおりだと思っております。
前回の調査票の2ページ目を御覧いただきますと、右側に解説という形で、その人権に関わる問題の概略であるとかポイントを掲載し、啓発をしております。
御指摘いただきました趣旨も含め、こういった形で解説を付けて、周知すべき内容についても知っていただくということも必要であると考えております。

○直野委員

性別欄は具体的には空白の欄にされるのでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

前回調査票の最後のページにあるように、従来は、「1. 男」、「2. 女」とし、どちらかに選択していただく形になっておりました。そこを「性別をお答えください」という形にし、記載していただく。例えば、LGBT等の性的少数者の当事者の方で、中には答えたくないという方もいらっしゃるかと思います。そうした方からすると「男・女」との二者択一になると非常に答えにくいということもありますので、配慮させていただきたいと思っています。

○直野委員

性別欄については、非常に難しいですね。

○岡田課長（人権文化推進課）

男性ではこういった意見が多い、女性ではこういった意見が多いという統計などのクロス集計をする場合には、工夫してまいりたいと思っております。

○玉置委員

不勉強なので趣旨を教えてくださいなのですが。このアンケート、自分でも一度考えてみました。その中で問3「人権についての催しへの参加経験や市民しんぶんの記事等への関心」と問4「人権についての理解を深めるために役立ったもの」については、連続性を意図しての設問なのではないでしょうか。それとも、項目としては別々のものとして理解した方がよかったのでしょうか。記入する立場になったときに、問3で答えて、問4で、ほぼ同じ項目が出ていたりしま

すので、連続しているのかと感じたのですが、部分的に異なる設問があるので別ものなのかとも感じ、意図を確認したいと思いました。

問3は、人権についての催しへの参加回数やどのような市民しんぶんの記事などに関心があるかという、関心の状況を尋ねており、問4では、それらが役に立っているのかどうかという設問になっております。また、問5「人権についての理解を深めるために京都市が一層力を入れるべきこと」という、同じ項目ではないですが、更にそれらが必要であるのか、ないのか。必要でないのであれば、どうしたらいいのか。こういった連続性のところで感じることがありましたので、質問させていただきました。

○岡田課長（人権文化推進課）

問3、問4、関連性があるところで、更に問うような形になっており、問5についてが、今後、京都市でどういう取組に力を入れる必要があるのかという形になっており、問3・4・5は関連した設問となっております。

○玉置委員

そうしますと、問4の「(7) ボランティア活動の参加」が、問3・5になく、突出した感覚を覚えます。その辺りを御検討いただきたいことと、近年のボランティア活動には、直接的に人権という部分で関与しない、もっと幅広い分野を含んでおりますので、その辺りも検討していただけたらと思います。

○岡田課長（人権文化推進課）

貴重な御意見ありがとうございます。その辺りを踏まえて検討させていただきたいと思います。

○薬師寺座長

あと二つ議題がありますので、進めさせていただきます。

(3) その他（ア LGBT 等の性的少数者に対する取組について）

○岡田課長（人権文化推進課）

それでは議題3でございます。

資料4「本市における LGBT 等の性的少数者に対する今後の取組」を御覧ください。

また、参考に公益財団法人人権教育啓発推進センターが発行しております「多様な性について考えよう」という資料を配布させていただいております。まず、こちらの資料から説明させていただきます。

まず、「LGBT」という言葉を、最近よく耳にすることが多いかと思いますが、資料のタイトルの少し下の本文の4行目にある「SOGI（ソジ）」という言葉をお存じでしょうか。ソジというのは、英語の頭文字を取ってソジと呼

ばれておりますが、日本語では、性的指向と性自認ということになります。

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。

同性を好きになる場合で、女性の同性愛者のことをレズビアン、男性の同性愛者をゲイ、どちらも好きになる方をバイセクシャル、それが L・G・B という頭文字になります。

また、性自認とは、性の自己認識で、「心の性」と言われることもあります。体の性と心の性が一致しない方、また、体の性に違和感を持つ人をトランスジェンダーと言います。LGBT 以外にも、自分自身の性を決められない方など、様々な性の多様性があり、性、いわゆるセクシャリティというのは、個人の尊厳に関わる大切な問題でございます。

最近ではマスコミでも報じられることが多くなりました。例えば、NHK で「女子的生活」というドラマを御存じでしょうか。ドラマの中では、トランスジェンダーで女性の心を持っている方が主人公で、体は男性ですが、女性として生きていて、性的指向、誰を好きになるかということと女性を好きになるという方で、趣旨としては、男女の性ではなく、個人の人格を見る大切さ、多様性を受け入れる社会を作ろうというようなメッセージがあったのではないかと感じております。

それでは、資料 4 にお戻りください。

このように性的少数者の方々に対しては、認知はされつつあるものの、まだまだ社会の理解が低く、社会生活の様々な場面において、偏見や差別を受けている状況です。

「1 LGBT 等の性的少数者を取り巻く現状及びこれまでの取組」にあるように、本市では、これまでから差別や偏見を解消し、共に生きる社会を構築するために、人権総合情報誌における啓発記事の掲載、企業向け人権啓発講座や人権啓発イベントの開催など、啓発を中心に取組を進めてまいりました。

「2 現状における課題」としては、これまでに民間団体が実施した当事者などへの様々な調査結果や会議等における支援団体からの報告内容を踏まえ、固定観念や偏見、理解不足等を原因とする誤った対応や助言、各種施設におけるトイレの使いづらさ、学校における男女別の対応、各種申請書への性別欄の記載、専門相談体制の整備などが課題とされております。

次に「3 他の自治体における取組事例」としては、本年 1 月以降に、他の自治体等に、実施調査を行ってまいりましたが、主な取組として、市職員向けの窓口対応マニュアルを作成し研修すること、各種申請様式の一定の性別記載欄の見直し、公共施設の多目的トイレの標示であるレインボーステッカーの掲示。あるいは専門相談体制やコミュニティスペースの設置などが実施されてお

ります。

続きまして、「4 本市における今後の取組予定」でございます。

これまでの市民や企業等に対する啓発活動に継続して取り組むとともに、平成30年度からは、新たに3つ取組を中心に進めてまいりたいと考えております。

一つ目、申請書の各種様式類の性別欄の記載状況について、全庁調査を行ったうえで、性別欄が必要なのかどうか。必要な場合には記載内容を見直していくというような検討をするものでございます。

二つ目、職員の理解や認識を向上させるために、職員向けの「窓口対応のLGBTに関する手引き」の作成を進めてまいります。各所属において、手引きを活用した研修に積極的に取り組むこととします。

三つ目、本市の施設におけます多機能トイレの表示のあり方について検討するものでございます。

性的少数者の方へ配慮した導入の例としましては、レインボーマークの掲示やジェンダーフリーの記載などがありますが、どのような表示が、当事者の方にとって最も配慮したものになるのかを検討する予定としております。

○薬師寺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問はございますか。

○竹田委員

この今後の取組については、他の自治体でも行われていますが、京都市でも是非取り組むべきものと考えております。

これに合わせて、この人権文化推進計画の表記についても、例えば、この最初のページ、各重要課題の取組というところで、「1 女性と男性が互いに人権を尊重し」と書いてありますが、これまで使っているものについて、例えば、「性差なく」とか、「全ての人が」とかそういう包括的な表現にすることによって、何気ないところから男女だけの性ではないところ、その心の問題などにもしっかりと対応したものになっていくと思います。特に人権に関する計画においては最たるところかと思いますが。この性というところをもう少し大きな概念で表記をするということが、今後必要になってくるのかと考えます。

○土井部長（くらし安全推進部）

ただ今、御指摘いただきましたとおり、今回、市民意識調査を実施し、平成31年度に京都市人権文化推進計画の中間見直しを行いますので、その際に御指摘いただいた部分についても、検討させていただきます。

○竹田委員

この人権教育啓発推進センター発行の資料を使って御説明いただきましたので、特に京都市の認識としては問題ないのかと思うのですが、つい先日も、広辞苑の辞書で、この性的指向と性自認を同一に捉えてしまうという問題がありました。LGBT と表記をするだけだと、なかなか認知が広がらないところがあると思いますので、自分の性的指向と性自認を区別して考えることが大事という当時者の思いが、メディアに取り上げられることによっても、そうした認知が広がっていくと思います。

行政が市民に対して啓発を行っていく際に、その点を気を付けていくことが必要なかと思っています。

○土井部長（くらし安全推進部）

その点も御指摘のとおりでございます。当事者の方の中で、LGBT という言葉を一つ取りましても、変遷をしているといいますか、LGBT だけでは表現しきれないということで、様々な呼称があるようです。我々としましても、当事者の意識を常に把握して、より適切な、分かりやすい表現を活用するように努めてまいります。

○薬師寺座長

この課題は、次回、新たな三つの取組に進展状況などについて、再度議論することになるのでしょうか。

○岡田課長（人権文化推進課）

はい。次回、報告させていただきたいと思います。

（３）その他（イ ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインの策定について）

○薬師寺座長

次に議題４についての御説明をお願いいたします。

○西尾担当課長（国際化推進室）

お手元の資料５「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた公の施設等の使用制限に関するガイドラインについての考え方」を御覧ください

後ろに新聞記事を付けさせていただいておりますが、平成２８年６月にヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行され、地方公共団体も一定の責務があるという中で、この４月から、京都府において、ヘイトスピーチが予想される場合に、府立体育館や公園、そういった公共施設の利用を拒否するという措置を取るためのガイドラインを策定することが報道された記事でございます。

私ども京都市においても、これまでからヘイトスピーチをはじめ、人権侵害につながるようなことに関しては、京都府・京都市、あるいは国と連携し、様々な啓発活動等を進めておりますので、今回、京都府で策定されるガイドラインを参考にしつつ、本市としてのヘイトスピーチに係る公共施設の利用制限ガイドライン策定に向けて検討を始めたところでございます。

本日は、京都市ガイドラインを策定するに当たっての考えについて、皆様から御意見をいただき、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

まず、「1 策定趣旨」でございます。

いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、京都市におきましては、冒頭、吉田（文化市民局長）からも話がありましたが、世界文化自由都市宣言40周年ということもございます。これまでから掲げている人権を大事にする都市として進めてまいります。

また、京都市人権文化推進計画、あるいは京都市国際化推進プランという、それぞれの事業計画の中でもヘイトスピーチは許されないということを掲げて取組を進めてまいりました。

ヘイトスピーチ解消法では、地方公共団体に対して、その解消に向けて、国とは適切な役割分担の中で、地域の実情に応じて施策を講じるような努力をなさうということが定められておりますので、本市の公の施設においても、この法律2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動、そのおそれがある場合は、各施設管理者において、設置・管理条例等に基づく使用制限規制を適切に解釈・適用できるようにするためのガイドラインを策定するということでございます。資料には、参考に第2条の差別的言動の定義を掲載しておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

次に、「2 対象施設」でございます。

こちらにつきましては、地方自治法第244条第1項の規定による「公の施設」であって、京都市の設置・管理条例で定めているもの及びこれに準じる施設とし、さらに、指定管理者制度を導入し、各民間法人の皆様が管理していただいている施設、あるいは目的外使用許可で使用する、こういった形で多くの方が利用されているような施設につきましても、対象にしていきたいと考えております。

裏面を御覧ください。

「3 使用制限の基本方針」の「(1) 使用制限の考え方」でございます。

ヘイトスピーチ解消法の前文で、不当な差別言動は許されないという宣言があり、本市も同じ立場でございます。一方で、公共施設の利用制限という場合、憲法・法令との関係で言いますと、表現の自由、あるいは集会の自由ということで、過度の制約とならないように配慮しなければいけないという点がござい

ます。

地方自治法では大原則として、正当な理由がない限りは住民の方が公の施設を利用することを拒んではならないとなっており、施設の利用に当たって、不当な差別的取扱いとしてはならないということも定められております。

そういったことに配慮すること、そもそもヘイトスピーチ解消法自体が、いわゆる理念法となっており、何らかの罰則規定等の強制力を持った法律にはなっておりません。こういったことも考慮をしながら、どのようなときに使用制限をするのかということに関しては、慎重に判断をしなければならないと考えております。

「(2) 使用制限」の「②使用制限の根拠規定」でございますが、これは京都市の既存の公の施設に関する管理条例等に定められておりますが、他の利用者に迷惑を掛け、または迷惑を掛けるおそれがあるとき、また管理上支障があるときと、こういった規定を根拠に使用制限を行うという方向で考えおります。

「(3) 第三者機関」でございます。

使用制限を行う場合には、そうした判断や手続が公正かつ公平で透明性を担保していく必要があると考えておりますので、有識者から構成する第三者機関を設置し、御意見を聴取するということを考えております。

「(4) 使用制限の種類」につきましては、今後、法律等の専門家の方々に御意見を伺いながら、慎重に判断をする必要があると考えており、現時点では検討中とさせていただきます。

今後、先ほど申し上げましたとおり、法律等の専門家の御意見を聴取する場を設けていきたいと考えており、また、市会でも御意見をいただきながら、オープンな形で、より実効性のあるガイドラインを策定していきたいと思っております。

来年度、できるだけ早期に策定し、進めてまいりたいと考えております。

○薬師寺座長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、御質問はございますか。

○直野委員

今回は、このガイドラインの考え方となっているのですが、なぜ条例化されないのでしょうか。

○西尾担当課長（国際化推進室）

条例化が必要ではないのかという御意見もございます。条例化となりますと、

対象範囲や、こういった形で規制できるのか、あるいはこの公共施設だけでいいのかといった様々な議論がございますので、一定の議論、時間が必要かと思っております。

京都市では過去に痛ましいこともございましたので、まず京都市として取り組めることを速やかに進めていくべきではないかという中で、京都府とともにガイドラインという形で、ヘイトスピーチを許さないということを実態のある形で対策するということを進めてまいりたいと考えております。

ガイドラインそのものについては、既存の条例等を根拠にします。ただ一方で、法律自身が強制力を持っておりません。本市としては、国に対して、今のこのやり方でいいのかということも含めて、実効性のある対策を要望していきたいと思っております。

○直野委員

要するに、早急に進めることができる対応策を取るという理解をしたのですが、最終的にはやはり強制力を持たなくてはならないと思います。表現の自由や集会の自由との関係もありますけど、恐らくクリアできるのではないかと思います。法そのものが強制力がないので、一定、個々の地方自治体で強制力が必要ではないかと思います。

○竹田委員

国が最終的には強制力のあるものにする必要がありますが、それは時間が掛かると思います。それに先駆けて、京都市として取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

先ほどの説明で、「正当な理由がない限りは住民の方が公の施設を利用することを拒んではならない。」とありました。「正当な理由」というところですが、一つの考え方として、京都市としてはこの会議も含め、人権というものを非常に尊重して、なおかつ国際都市として多文化が息づくまちといった、抽象的な表現がされていますので、もう少し具体的にする必要もあるのかと思います。

私たちはこういう考え方を持っていて、それを京都市として推進していくところを、この使用制限の理由に置くことによって、ある程度、京都市としての考え方というものを文章化すれば、一つの要件にはなるのかと思いました。

○西尾担当課長（国際化推進室）

正当な理由との関係の御指摘について、いわゆる公共施設の利用制限に関しては、過去の最高裁の判例等がいくつかございまして、概論で言いますと、いわゆる公共施設は基本的には拒めないことになります。ただ、無制限ではなく、他の基本的人権が侵害をされ、公共の福祉の侵害につながるという場合に限っ

ては制限できるということがございます。当時は表現に関係するようなことで判決がなされたものではないということもありますが、一定の指標になるのではないと言われております。その比較衡量（ひかくこうりょう）の中で、他の基本的人権を守ることが勝る場合には、使用を制限することも認められるということがございます。この辺りを具体化していかなければいけないと思っております。

○薬師寺座長

これも次回、進展しているということですね。

○西尾担当課長（国際化推進室）

はい。来年度の早い時期にとは思っております。次回7月に開催する際には、既に進行している状況での報告になると思います。

○薬師寺座長

表現の自由、一方では人種差別という、許せない言動というものをどう見るのかという、確かにこのせめぎあいがあるが、国際的な基準でも、国内的な基準でも、憲法学者の中でも意見も違います。そういう中で、どこまでできるのか。現在、大阪市が条例を作っていますが、施設の使用制限ではなく、そういう言動を行った、あるいはそれをインターネット上に載せたということについて、法律に罰則がないので、あくまで啓発ということで典型的な例を具体的な団体名を公表するというものです。そのための第三者機関を設けて、毎回の議論を行い、これはそれに当たるのかどうかという判断・認定をされています。

大阪市とは違い、京都市や川崎市がお考えなのは、正にそういう言動を防ぐために、施設の使用制限という形というのは慎重な判断が必要だと思います。何ができるのか、現行の憲法の規定も含めてどこまで可能か、それを条例化となれば、法律が日本でできていない段階で、条例で罰則というものをどこまで作れるのかという難しい問題もあります。

現在、今、起こっている問題にどう対処するのか、その考え方でまず進めてみよう、必要になれば、その段階で評価することもまた考える。おそらくそういう考え方で、この第一歩というものを踏み出そうと、京都市はお考えなのだと受け取っております。

○竹田委員

まず、タイミングとしては、京都府がこの対策に乗り出すというタイミングで、京都市としても動きやすいのかと思います。私個人としては、少し踏み込んだ形で、京都市が国際化を推進するのか、この人権文化を推進するのか。先ほどおっしゃってくださったように、日本国内において、進んでいない部分があります。その中で、日本のさきがけとなるようなものとして打ち出せる一つ

の大きなチャンスではないのかと思っております。

このヘイトスピーチに関しては、国際法の中でも多々議論もされていますし、国内・国外を問わず、基本的には許されないという認識で、これは統一されていると思っております。条例は難しいという認識を私も抱いておりますが、ガイドラインにおいては、このタイミングでということもあり、踏み込んだ形で設定していただくというのが、今後、京都市の人権文化をより促進していくに当たっては、非常に重要になるのではないかと考えます。

○玉置委員

今回はガイドラインの趣旨ということですが、次回には既に動き出しているという流れだと御説明がありましたので、確認させていただきます。

使用制限の要件、使用制限の種類については、今後検討していくとのことですが、それは専門家と協議のうえ、策定していかれると思います。既に明文化されている根拠規定や第三者機関については、決定事項ということでしょうか。その場合、第三者機関を設置するのは、例えば、公の施設で直接市が管理するもの、それから準ずる施設となっておりますが、準ずる施設の場合は、誰がこの第三者機関を設置するのか。そのときの設置に対するまたガイドラインとなるのでしょうか。こういう構成をしてほしいというようなことまで示されるのでしょうか。

○西尾担当課長（国際化推進室）

使用制限の根拠規定につきましては、既存の公の施設に関するの管理条例等の使用制限の項目の中で、「他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき」、「管理上支障があるとき」の二つが定められているものが大半でございますので、同様の根拠を考えております。

第三者機関については、各施設ごとに置くという想定ではなく、京都市全体として第三者機関を置くということでございます。各施設の申請窓口には、協議が必要な案件があれば、私ども主管課に御報告いただき、第三者機関での協議が必要な場合であれば、御意見を伺い、その意見も含めて最終的にどのような判断をするかを施設管理者の皆さんと協議のうえ決定させていただきたいということでございます。準じる施設につきましても同様に考えております。ただ、いわゆる指定管理者施設や民間の皆様運営を担っている施設は、京都市に多数ございますので、その方々にはガイドラインの趣旨、進め方をしっかりと説明させていただいて、どこの施設でも同じような対応が可能になるように、丁寧の説明してまいりたいと思っております。

○岩渕副座長

行政がこういったこと、きめ細かく取組を進めていくということは、行政の役割として非常に大事なことで、これがないと人権文化が推進していかないと

思います。根底には、人がつなぎ、優しさあふれる京都市というのを実現していくというのが、やはり人権文化を推進していくということになるかと思いますが。そうすると、全ての分野の専門家や有識者をたくさん集めるというのはなかなか難しい部分があります。

しかし、地域社会の中でこういったことはみんな困っているとか、どうしたらいいのかと考えるような人を増やしていくことは、それほど難しいことではないと思います。現実、地域社会の中ではそういう活動をされている方もいらっしゃると思います。民生委員や児童委員や社会福祉協議会などがそれに当たります。地域によってはいろんな方が、民生委員の仕事とか、主任児童委員の仕事だと言わずにされていたりします。それから高齢者の方の見回りについても、いろんな方がされている。それはその土壌が人に優しく、人がつながっていくということではないかと思います。

そういったところは、京都市ではきちんと広がってきているという実感があります。行政がこういう努力をし、一方ではいろんな方が、地域社会の中でできることをしていく。ですから、拉致問題についても、ヘイトスピーチの問題についても、直接自分はそこに関わらないかもしれませんが、取組が進み、情報が流れる中で、自分に何ができるのかを、どういうふうに物事を考えていったらいいのかと考える機会が増えていくのではないかと思います。

根本的には、今のヘイトスピーチの問題も、罰則規定が確立しないとなかなか実効あるものにはなりにくいという部分は多少あると思いますが、そういった考え方がずっと地域社会に広がっていくことによって、そういうことのできない社会意識というのが形成されていくことが理想なのか、ということも思いながら、感想のような、意見のようなことですが、発言させていただきました。何かに取り組むこと自体が、意味のあることだと思いました。

○薬師寺座長

本日の意見を総括いただき、ありがとうございます。

時間があまり残っていませんが、何か全体を通じての質問、意見はございますか。

○竹田委員

山田委員から、子供や若年層への情報発信についての御指摘がありました。例えば、行政が何かを発信していくということはもちろん必要だと思いますが、京都市内には学校機関がかなり多く存在します。特に大学機関は地方自治体の中でかなり多い方だと思いますので、大学との連携であるとか、大学側も京都の地域文化をどのように発信していくのかということを、京都市から提案するといったこと、これまでと違う視点での取組も効果的なものになるかもしれないと思います。

○薬師寺座長

私も、若年層が人権について考えること、自分で取り組んでもらうというのが非常に大切だと思っています。

○吉田局長（文化市民局）

先ほど御意見が出ましたように、人権の部分での縦軸と横軸での集約をしていくというのが、私ども文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課の役目となります。

また、若年層への情報発信についての御意見については、我々が次世代に今の考え方等をどうつないでいくのかが大きな課題だと考えております。それは人権に限ったことではなく、先ほど岩渕副座長から御意見いただきました、地域コミュニティについても同様です。それから、暮らしの安全の部分で、例えば、客引きや、高齢の方だけではなく、大学生もネットでの被害に遭っていると詐欺の問題もございます。こういったことから、若年層への情報発信というのが大きな課題であると認識しております。

また、このような会議の中でも、現役の学生の方もいらっしゃいますので、若年層からの御意見を参考に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

本日は大変参考になる御意見をいただくことができました。

本日の会議については以上で終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○土井部長（くらし安全推進部）

薬師寺座長、議事進行ありがとうございました。

また、皆様から大変参考になる御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を十分に踏まえ、幅広く物事を捉えて、平成30年度人権施策の推進に生かしてまいりたいと思います。

次回の懇話会につきましては、7月中に開催を予定しております。

内容といたしましては、平成29年度取組実績、市民意識調査などについて御意見をいただきたいと考えております。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。

（終了）